



2025 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 小松マテール株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 中山 大輔
(コード番号 3580 東証プライム市場)
問 合 せ 先 経営企画室長 中村 重之
(TEL 0761-55-8000)

譲渡制限付株式報酬制度の継続及び一部改定のお知らせ

当社は、2023 年 5 月 9 日付の「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。2025 年 5 月 8 日付の「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社は、2025 年 6 月 20 日開催予定の第 113 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）における承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対する本制度に関する議案を本株主総会に改めて付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、本制度の変更は、本株主総会で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案が承認可決されることを条件としております。

1. 本制度の目的

本制度は、対象取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬制度として導入するものです。

2. 本制度の概要及び一部改定について

本制度は、対象取締役に対し、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対して支給される譲渡制限付株式報酬の額は、2023 年 6 月 23 日開催の第 111 期定時株主総会において、金銭報酬額とは別枠で、年額 50 百万円以内、発行又は

処分される当社の普通株式の総数は、年 100,000 株以内とすることについてご承認いただいて、今日に至っております。

当社は、本株主総会において監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役それぞれの金銭報酬等の額について付議するとともに、これとは別枠で、本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬を支給することについて、本株主総会に付議することといたします。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬総額は、本株主総会に付議させていただく対象取締役の金銭報酬額とは別枠で、年額 50 百万円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 100,000 株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の 1 株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から取締役を退任（ただし、当社の執行役員を兼任している場合または取締役を退くと同時に当社の執行役員又は理事に就任する場合には、当社の取締役、執行役員及び理事のいずれでもなくなったことをもって「退任」とし、以下同様とします。）する日までの間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式の全部又は一部を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理いたします。

以 上